

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	道路内民地調書	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部建設課	
個人情報ファイルの利用目的	道路内民地処理の事務等に使用する	
記録項目	1町名、2地区名、3路線番号、4路線名、5図面番号、6大字、7小字、8地番、9登記地目、10登記地積、11現況地目、12現況地積、13所有者名、14筆数、15分筆未済、16処理状況	
記録範囲	道路内民地の土地所有者	
記録情報の収集方法	地理情報システムより抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	提供しない	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市建設部建設課 〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル □有 ■無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		